

議案第 9 号

安中市体育施設条例の一部を改正する条例について

安中市体育施設条例を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市体育施設条例の一部を改正する条例

安中市体育施設条例（平成18年安中市条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表第1 体育館の表中

「

安中市東横野体育館	安中市鷺宮3085番地5
-----------	--------------

」を

「

安中市東横野体育館	安中市鷺宮3085番地5
安中市後閑体育館	安中市下後閑1980番地1

」に、

「

安中市九十九体育館	安中市松井田町下増田449番地1
-----------	------------------

」を

「

安中市細野体育館	安中市松井田町上増田3597番地 1
----------	-----------------------

」に改める。

別表第2 体育館の表中

「

安中市東横野体育館	平日（午前9時から午後9時まで）	毎週月曜日（国民の祝日は除く。）
	日曜日及び国民の祝日（午前9時から午後6時まで）	年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

」を

「

安中市東横野体育館	平日（午前9時から午後9時まで）	毎週月曜日（国民の祝日は除く。）
-----------	------------------	------------------

	日曜日及び国民の祝日（午前9時から午後6時まで）	年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
安中市後閑 体育館	平日（午前9時から午後9時まで） 日曜日及び国民の祝日（午前9時から午後6時まで）	毎週月曜日（国民の祝日は除く。） 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

」に、

「

安中市九 九体育館	平日（午前9時から午後9時まで） 日曜日及び国民の祝日（午前9時から午後6時まで）	毎週火曜日（国民の祝日は除く。） 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
--------------	--	--

」を

「

安中市細野 体育館	平日（午前9時から午後9時まで） 日曜日及び国民の祝日（午前9時から午後6時まで）	毎週火曜日（国民の祝日は除く。） 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
--------------	--	--

」に改める。

別表第3 体育館の表中

「

安中市東横 野体育館	市民	無料			
	上記以外の者	530円	530円	530円	530円

」を

「

安中市東横 野体育館	市民	無料			
	上記以外の者	530円	530円	530円	530円
安中市後閑	市民	無料			

体育館	上記以外の者	530円	530円	530円	530円
-----	--------	------	------	------	------

」に、

「

安中市九十	市民	無料			
九体育館	上記以外の者	530円	530円	530円	530円

」を

「

安中市細野	市民	無料			
体育館	上記以外の者	530円	530円	530円	530円

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。